

県営住宅入居予備者を募集します

佐賀県営住宅指定管理者佐賀管理室では、多久市内の県営住宅入居予備者を募集します。
※登録の有効期限は、今回の募集に伴う受付開始日の前日までです。

■募集団地 北多久団地

■入居資格 県営住宅条例に定める入居資格が必要です

■資料配布期間 9月1日(木)から ※9月3日(土)・4日(日)は配布しません。

■受付期間 9月6日(火)～12日(月) ※9月10日(土)は受け付けしません。
9月11日(日)は受け付けします。

■受付時間 9時～18時

■受付場所 佐賀市八丁畷町8番1号 (佐賀総合庁舎別館)

佐賀県営住宅指定管理者 株式会社マベック 佐賀管理室

▼問い合わせ・申し込み

佐賀県営住宅指定管理者 株式会社マベック 佐賀管理室 ☎20-25500

information 多久山笠委員会

第68回 多久山笠

多久市最大の夏祭りが、今年もJR多久駅周辺で開催されます。絢爛豪華な人形山車2台、夜路を彩る提灯山車2台が笛や太鼓の音色を響かせながら、まちを練り歩きます。

また、まつりの最後を締めくくる800発の花火が夏の夜空を彩ります。みなさんぜひお越しください。

■日時 8月15日(月)・16日(火) 18時～

■花火大会 16日(火) 21時～

※雨天の場合は延期します。主催者に問い合わせください。

■場所 JR多久駅周辺

■主催 多久山笠委員会

■問い合わせ

(一社) たく21 ☎20-22203



国民年金保険料

納付猶予制度の対象者の拡大のお知らせ

平成28年度国民年金保険料免除申請の受付が7月1日から始まりました。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査が行われます。

今まで、30歳未満で本人並びに配偶者の所得が一定以下であることとを条件にして、国民年金の保険料を猶予する「(若年者) 納付猶予制度」が実施されてきました。

この猶予期間の対象者の年齢制限が、平成28年7月1日から平成37年6月までの時限措置で、30歳から50歳未満に引き上げられました。

全年齢層において「納付猶予制度」の対象にならなくても、半額免除などの一部免除申請の対象となる場合があります。

納付猶予が認められた期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されませんが、受給資格期間として算入されます。また、もしこの期間にけがや病気で一定の障害の程度になった場合でも、認められれば、障害年金を受給することができます。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある人なども、年金事務所または市民生活課保険年金係でご相談ください。

なお、申請できる過去の期間は、申請書提出日から2年1か月前までです。ただし、30歳以上50歳未満の人の納付猶予が申請できるのは時限措置期間である平成28年7月分以降からです。

▼問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159